

告 示

埼玉県告示第八百十七号

測量計画機関である坂戸市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年七月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

坂戸市

二 作業種類

街区・画地出来形確認測量原図作成

三 作業地域

坂戸市坂戸中央二日の出町土地区画整理地区

四 作業期間

平成二十九年七月十日から平成三十年三月二十三日まで